

「佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業」追加募集のお知らせ

個人で所有する家屋等は所有者の財産であり、適切に管理する義務があります。適切な管理がされないまま放置し老朽化した建物は、瓦や外壁の落下などにより近隣住民や通行人にけがを負わせるなど、最悪の場合、所有者の損害賠償責任問題にまで発展します。

近年、少子高齢化、経済状況の変化等を背景に、市内においても適切に維持管理がされずに老朽化が進む空き家が増加しています。

このような状況をふまえ、市では日常生活における市民の安全・安心の確保および良好な景観を形成することを目的に、木造危険廃屋の解体支援制度を設けています。

佐渡市老朽危険廃屋 対策支援事業

対象建物

次の①～⑤の要件をすべて満たす建築物が対象建築物となります。

- ① 佐渡市内にある木造建築物であること
- ② 使用している者がいないこと
- ③ 周囲の生活環境に悪影響を及ぼしている、または及ぼすお

それがあるもの
④ 屋根・柱その他の主要構造物の腐朽または破損などにより、著しく危険性のあるもの
⑤ 建物の解体・撤去から2年以内に建替えや当該土地の譲渡を行わないこと

【対象例】

- ・ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板が腐朽したもの、または軒のたれ下がったもの
 - ・ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、または破損しているもの、土台または柱の数力所に腐朽または破損があるもの等大修理を要するもの
 - ※瓦の落下や、外壁の破損等が小規模の場合や、自敷地内のみには影響が無い建物等は補助金の対象にはなりません。
- 補助金の対象になるか不明な場合は、お問い合わせください。

対象者

- ・ 木造建築物の所有者または所有者から委任を受けた方で、制度の利用を検討している方
 - ・ 市税等を完納している方
- 対象経費**
市内の解体業者等に依頼し行う解体

体撤去に要する経費。ただし、地下埋設物や動産（家具、家電製品など）の処分費等は除きます。

※解体撤去費用の見積もりは複数の解体事業者等から取ることをお勧めします。

補助率

対象経費の50%以内
(上限は50万円)

申請・相談期間

10月11日(火)～11月10日(木)

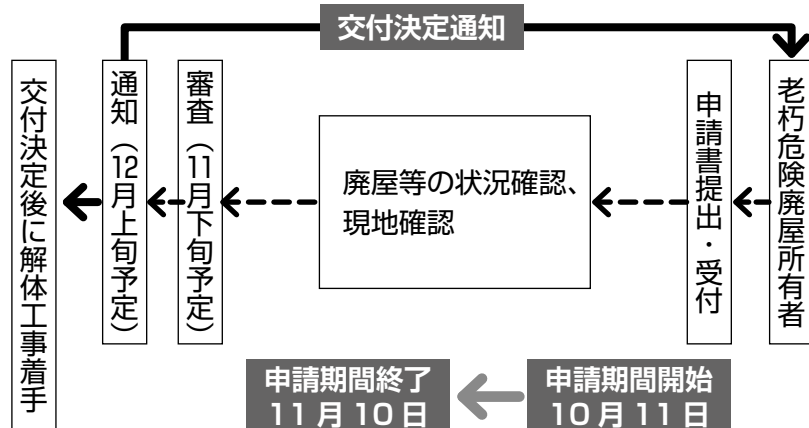
申請・相談窓口

市役所環境対策課、各支所または各行政サービスセンター

注意事項

- ・ 建物を除却することによって、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されず、翌年度から固定資産税の税額が増額になる場合があります。
- ・ 補助金の交付決定前に解体工事を行った場合は対象となりません。
- ・ 追加募集のため若干人の募集となりますので、危険度の高いものを優先します。
- ・ 平成29年1月31日(火)までに解体工事を完了する必要があります。

申請～解体工事着手までの流れ



老朽危険廃屋対策支援事業に関するお問い合わせ

市役所環境対策課 環境対策係
☎ 63-3113

固定資産税に関するお問い合わせ

市役所税務課 固定資産税係
☎ 63-5110